

特殊勤務手当の支給状況の調査

全国高等学校農場協会振興局

1. 目的

農業は自然と共存し、生物生産を主体として営む産業であるので、特殊性の高い職務である。農場協会では、このような職務であることに対して、特別勤務手当の支給を要望している。

今回の調査は、農業教育に関する作業において支給される特別勤務手当の支給状況を調査することにより、農業教育の特殊性を明らかにし、農業科教職員の待遇改善を促進するため国への要望に活用できる資料とするためのものである。

2. 対象

農業関係学科を設置している高等学校

回答数 46都道府県 (10月1日現在)

3. アンケート結果

アンケートの結果を集計すると、都道府県毎に規定があるものと、特定の学校で支給されているものがあった。また、該当なしとしている県が2県あった。さらに、同じ都道府県の中でも、特別勤務手当が「ない」と答える学校もあった。各種手当については、都道府県毎に規定されているはずなので、引き続き調査をし、適正に手当の支給がされるように運動を進めていかなければならない。

特別勤務手当を、①宿日直に関する手当、②農場管理・動物管理に関する手当、③危険薬物・農薬使用に関する手当、④部活動・農業クラブ活動・その他生徒引率に関する手当、の4つに分類して、手当の名称、時間・回数、支給額（最小～最高額）について示す。

(1) 宿日直に関する手当

- ・宿日直手当（半日） 2, 100円～3, 000円
- ・宿日直手当（1日） 2, 800円～5, 400円
- ・宿泊を伴うもの 4, 200円（生徒引率なし）～8, 800円（生徒引率あり）

宿日直手当については、都道府県単位で支給規定がある。勤務が4時間以上や8時間、半日、1日などの時間によって支給額が決まり、また、生徒引率・指導がある場合とない場合で支給額が異なっている。支給条件として、休日の農場管理や茶加工、宿泊を伴う家畜分娩などの作業がある。

(2) 農場管理・動物管理等

- ・農場日直手当（1日） 3,400円～5,100円（5時間未満や4時間は半額）
- ・農場管理謝金（勤務時間外4時間）750円
- ・家畜分娩・出産介助 3,400円～5,900円
- ・畜産糞尿等取扱手当（2時間以上）160円
- ・温室作業（2時間以上）230円～300円
- ・大型機械作業（1回）230円

農場管理・動物管理等に関する手当については、宿日直手当とは別に支給されるものがあり、金額や予算の出所などに都道府県による違いがある。これらの支給は、作業回数が根拠となっている。

これらの手当の特徴を以下に挙げる。

- ・農場日直手当を農場特別会計の中で予算化している。（1県）
- ・家畜分娩・出産介助に関する手当は、宿日直手当に準じた支給額となっている。
- ・温室作業や大型機械作業などの危険を伴う作業について手当がある（2県）

(3) 危険薬物・農薬に関する手当

- ・有害物取扱手当（1回）230円～290円
- ・農薬散布手当（1回）230円
- ・病虫害防除手当（1日）400円

農薬など、健康に害を及ぼす化学物質については労働局からの通達もあるので、全国的にみて、都道府県毎の差異は大きくない。作業回数が支給額の根拠となっている。

アンケートには、申請した分満額支給されるが、申請しないことが多く、手当の存在が知られていない状況にあると思われる。作業をしたら申請する取組を進めなければならない、との意見が多数あった。

また、有害物質の手当は、「技師／農場作業員のみ」となっており、教諭と実習助手は支給対象外となっている県がある。（1県）

(4) 農業クラブ・部活動・その他生徒引率

- ・農業クラブ引率（1日）3,000円
- ・プロジェクト学習研究指導（8時間）4,250円
- ・部活動・補習（1日）3,700円

農業教育において農業クラブ活動の果たす役割は大きい。しかし、生徒指導や大会などの運営は、多大な負担を教職員にかけることになる。ある県では、農業クラブの役員会や大会、競技会への引率について、手当の支給がある学校もある。また、プロジェクト研究活動の生徒引率手当もあり、部活動の手当に準じた支給額となっている。

4. 考察

特別勤務手当には、宿日直手当や農薬使用の手当など、支給条件や支払額に全国的に一定の基準があるものと、都道府県毎に差異があるものがあつた。また、産業教育手当が支給されていない学校では、特別勤務手当がないという回答があつた。都道府県毎に統一された基準があるはずなので、学校種別や産業教育手当の支給の有無で差別があつてはならない。さらに調査を進める必要がある。

今回の調査で、「手当について周知されていない」「どんな手当があるのか分からない」といった意見もあつた。各学校で、手当について調査をし、職員会議や農場会議、学科会議の中で説明して、手当についての意識を向上させる取り組みが急務である。

手当があるということは、特殊な勤務が行われている証拠にもなるので、積極的に申請していくことも大事な運動であると考えられる。

5. まとめ

アンケートにより、特別勤務手当の現状を明らかにすることができました。様々な手当があることは、農業教育の特殊性や多様性を如実に示すものだと思います。手当があることは、支給対象となる事象が、労働時間を超過したり、健康を害する危険があつたり、農業教育を進めるうえで特に重要な事柄であることを、国や都道府県が認識している現れでもあります。

しかし、学校現場では申請の仕方が分かりにくかつたり、忙しくて事前の申請を失念したり、申請せずに作業や生徒指導に当たっていることもあると考えられる。農場だけでなく、管理職や事務職員とも連携して、必要な手当は必ず支給されるようなしくみを作り、教職員自身も手当に対する意識を持たなければなりません。

これからも、特殊勤務手当に関する調査を続けることで、農業教育の負担の大きさを訴え、待遇改善への糸口として、運動を進めていきましょう。